

平成30年 第7回蔵王町農業委員会総会議事録

第7回蔵王町農業委員会総会は、平成30年7月25日蔵王町役場大会室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	我妻 茂	2番	玉根 可奈
3番	菅井 啓二	4番	佐藤 良彦
5番	平間 栄	6番	山家 一彦
7番	佐藤 ゆり	8番	武田 明夫
9番	平間 博		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

樋口 俊彦	三沢 敏朗	村上 智彦
會田 照	平間 昭男	山家 照雄
川村 富士男	我妻 義明	佐藤 雄一
杉山 由美子		

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

山家 文一	大和 憲男	鈴木 好和
-------	-------	-------

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	砂金 毅
書記	佐藤 良行 山家 知之

本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 報告事項1 非農地証明願の結果報告について
- 日程第3 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
- 日程第5 第3号議案 非農地照明願について
- 日程第6 第4号議案 農地買受適格証明願について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第7回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午前9時30分)

- 議長 長 これより会議を開きます。
- 議長 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は10名であります。
山家文一、大和憲男、鈴木好和、各推進委員からは欠席の報告がありました。
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
これより、平成30年第7回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議長 長 日程第1議事録署名委員の指名を行います。
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]
- 議長 長 異議なしと認めます。よって、3番菅井啓二委員、4番佐藤良彦委員の2名を指名いたします。
- 議長 長 今回の総会において、町内における新規の権利取得に該当する申請人をお呼びしております。先に申請人より当該申請の概要について説明を求めてもよろしいでしょうか。
[異議なしの声あり]
- 議長 長 異議なしと認めます。日程第6 第4号議案、農地買受適格証明願について、番号3番の申請人に当該申請について説明をお願いします。
議案書のページは7ページです。
[申請人番号3番 入場]
- 議長 長 蔵王町農業委員会では、町内農地の新規権利取得希望者や新規就農希望者からの申請があった場合、許可に際して申請内容を詳しく把握するため、申請人ご本人から直接、権利取得後の営農計画等について説明をお願いしております。
それでは、申請に至った経緯や権利取得後の営農計画などについて説明をお願いします。
[申請人番号3番 説明]
- 議長 長 説明が終了しましたので、申請人への質問を許します。
- 議長 3番委員 結構広い畑を取得したいということですが、私、近くで酪農をしております。申請地は風の強い地域だと理解なさっているかとは思いますが、かつて、大手企業がここに参入しまして、しょうが、ニンニク、人参に取組

申 請 人 　　んだわけですが、失敗しております。土壌や気候など向き不向きということがあると思われま

3 番 委 員 　　ニンニクを作るとのことですが、何か気をつけていることとかあります
 申 請 人 　　るか。

申 請 人 　　現地を見まして風の吹きおろしが強い所だとは思いました。土は赤土
 っぽく見えます。私どものやり方の基本ですが、なるべく農薬を使わず自
 然の力を活用してやっていきたいと思っています。

3 番 委 員 　　大手さんの失敗の話は初めてお伺いしましたが、どうなるか分かりませ
 んが私たちは堆肥だけ使うとか、化学肥料を使わないといったことでな
 く、可能な限り土の力、できるだけ微生物を増やしながらか連作障害を起
 こさないような鉤物を堆肥と混ぜて活用していきたい。

申 請 人 　　ただ加えるだけでなく足す引くをしながらやっていきたい。耕作につい
 ては、機械をそろえると初期投資で赤字になります。地元の方に耕起をお
 願いして、来年の今頃から作付けできればと考えております。

3 番 委 員 　　どうも思いつきのように思ってしまうのですが、ニンニクほど肥料がな
 いと育たないものもない。それに現地の土は肥料もちが悪く雨などが降る
 と沈んでしまう。

申 請 人 　　あと1つ心配なのが、ニンニクが上手くいかないからと太陽光発電にし
 たいとか、方向転換はないのか、この点についてもお答え願いたい。

申 請 人 　　私どもの友人にニンニク専門に作っている農家さんがいます。栽培上の
 問題については色々とアドバイスを受けながら進めていきたいと思いま
 す。

議 長 　　2点目ですが、ニンニクをやめて太陽光発電にということの心配でした
 が、我々の会社は農業専門の会社であり、太陽光といった事業からの収益
 を考えてはおりません。農業者育成のための受け皿として農業に取り組ん
 で参りたいと考えております。

6 番 委 員 　　他に質問はありませんか。

申 請 人 　　昨年設立した会社で、拠点が岩手県ということですがけれども、従業員は
 どの位いますか。

6 番 委 員 　　6人です。

申 請 人 　　それで、今までの耕作面積が1.2ha、今回4ha取得というのは大き
 な投資になると思われま
 6 番 委 員 　　す。それに、岩手県の拠点周辺でも遊休農地とい
 うものはそれなりにあるのかなと思われま
 申 請 人 　　すが、このように遠隔地に農地
 を求めるのは何故なんでしょうか。公売で出たから買うというのか、こ
 ういう作物を作るにあたり、適地だから求めるということなのか。

申 請 人 　　おっしゃるとおり岩手にも遊休農地はあります。地元農業委員会からも

農地の情報をいただいております。ただ、私たちの会社としては、岩手県だけで終るつもりはない。近隣の県から全国へという考えで法人設立しております。そんな中で蔵王町内農地の競売を知った。その現地も見せてもらって、ここなら出来るんじゃないかと考えるに至ったわけです。

私も個人的にスキーに来て知っている土地でもありますし、蔵王町には友人もいます。ここなら出来るというのは変な自信じゃなく、縁があり好きな土地でもあるから頑張れそう。そういう思いがあるということです。

- 議長 その他に質問はありませんか。
- 4番委員 1. 2haというのは、会社の構成員の土地ですか。
- 申請人 会社法人として1. 2haの耕作地を持っています。
- 4番委員 これから12haの農地確保を目指しているようですが、今回の競売の土地、他にどういった土地を考えていますか。
- 申請人 まだ契約には至っておりませんが、地元で交渉しているものもあります。今回は蔵王町に進出を考えていますが、地元の農業委員会からも情報を頂いていると申し上げましたとおり、地元に着した経営というものも併せて大切にしていきたい。
- 4番委員 昨年度設立された会社ということで、構成員は農業経験があるようだけれども、もし、この申請地を取得したとして、どのような経営をしていくお考えか。
- 申請人 まず、社員1名は常駐させたい。地域の方々の協力をいただきながら会社として常駐社員をバックアップしてまいります。
- 農業機械の購入は間に合いませんでしたが、今年は地元の方の機械をお借りして、来年に向けて必要なものを購入したり、リースしたりと準備を進めてまいります。
- 議長 他に質問はありませんか。
- 7番委員 大きな夢をお持ちでいらっしゃる事には感心いたしました。でも、今までも無農薬栽培を掲げて新規参入した方々は全ていなくなりました。さっき、他の委員からも意見がありましたが、その土地にどんな作物が合うのかといった事はデリケートな問題かと思われまます。
- 申請人 最初から大きな面積を取得して、失敗の話をするのは恐縮ですが、ダメだったということはあって欲しくない。できれば小さな面積で試験を重ねて、そこから拡大して行く方がいいのではないかと思うがどうか。
- 申請人 新規参入という事でご心配いただくのは分かります。確かに小さな面積でテストを重ねてという方がいいのも分かります。
- ただ、会社法人としてやはり投資どころ、勝負どころというのもあり、

私としてもちょっとした賭けでもありますが、何とかここで根付いていきたいと考えている。もちろん私たちだけの力では困難であります。皆さんの知恵、意見をいただきながら適した作物を見定めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

7 番 委 員 長 私は女性ということもあるのですが、そういった賭けはできないなと思います。申請地は蔵王町の長い歴史でも大根、白菜、牧草、そういったものに限られて栽培されてきました。チャレンジも大切ですが、そういった視点も大事かと思えます。

議 長 他に質問はありませんか。

5 番 委 員 長 まず、ニンニクを栽培ということですがけれども、牧草や大根がメインで栽培されていた土地柄である。2、3種の作物を危険分散の意味でも試してみるべきかなと思う。申請地周辺では前から表土を採取して販売する業者が入っていた。場所によっては土壌改良の必要があるかもしれないし、ゲリラ豪雨などで畑の土も流出したことのある場所である。

申 請 人 あと、機械についても買ったり、リースするならいいが、地元の方のを借りるとなれば、面積も面積ですし、難しいのかなとも思う。

申 請 人 それと、その場所に通って耕作するのか、近くに住まいを見つけて耕作するのか、その辺もお聞かせ願いたい。

申 請 人 通作は、近くで町営住宅なりアパートなりと考えています。あと、1番の問題かと思いますが、果たしてニンニクが上手く行くのかということですが、実際にそこで作付けして収穫したわけではないので、大丈夫ですとはいえない。そこは地元の方のアドバイスなどももらい、作物については柔軟に変えていきたい。

申 請 人 機械に関しましては、大きな投資になるということで、秋には間に合いませんが、地元の方に委託して耕してもらいたい。後は購入するなりリースするなりと、自分のところでしっかりとやっていきたいと考えています。

議 長 他に、推進委員さんからも何かあればお願いします。

議 長 無ければ、私から1点だけ。この会社の理念とといいますか、コンセプトとといいますか、そういうものは何ですか。

申 請 人 大きな事を言うようですが、農業を次の世代に伝えていく。それがこの会社にとって大切なものであります。

議 長 ありがとうございます。他にありませんか。

8 番 委 員 長 他の土地から蔵王町に参入して農地を農地として継続して使ってもらうことには大歓迎したい。

申 請 人 ですが、他の委員からもありましたように、広大な面積を借りるのでは

なく買うということです。今までも法人で新規参入して上手くいかずに撤退して行くケースがあります。借地の場合は何とかなるが所有農地となれば違います。撤退したのは大概が蔵王町に拠点が無い法人です。

会社のコンセプトには賛成するものですが、もしそうなった場合にその農地をどうするのか、そこが我々、農業委員会としても心配するところです。

私の知り合いも青森でニンニクを作っている。本場ですので価格は魅力的な価格がつくが、数が取れずに採算上厳しい。そんな事もあるようです。上手く行くのに越したことはありませんが、上手く行かない。そんな場合も頭に入れて、無理せずやって欲しいと思います。

申請人 はい。今回は競売物件の取得ですが、ご紹介いただければ借りてもやってみたいと思っております。

懸念といたしますか、ご心配いただいております。決意として、私たちの努力と地元の方々のご協力をいただきながらここで営農していきたいと考えております。ありがとうございます。

議長 その他、ございませんか。

[なしの声あり]

議長 質問がございませんので、申請人への質問を打ち切ります。結果については後日、事務局から連絡いたします。

申請人はご退出ください。ありがとうございます。

[申請人番号3番 退場]

議長 なお、採決につきましては、日程第6第4号議案の中で行います。

議長 日程第2 報告事項1 非農地証明願結果報告についてを議題といたします。現況調査委員は報告をしてください。

[6番委員により報告]

議長 現況調査委員からの報告が終わりましたが、本件は他の議案と関連がありますので、関連する事項について事務局に補足説明を求めます。

[事務局 補足説明]

議長 報告並びに補足説明が終了しましたので、質問を許します。

4番委員 あくまで申請人が農地以外に使用するという事ですね。

事務局 はい、関連する農地転用の道路と非農地で申請したこの土地を使って借用する倉庫までのルートを確保するという事です。

議長 他に質問はございませんか。

6番委員 この辺は農振農用地ですよね。道路の転用はいいの。

事務局 転用の申請地は農用地に該当しておりません。非農地証明願の場所が農用地に該当しておりますが、ここは傾斜地になっておりまして、耕作に適

議 長 しておらず、農業振興地域の担当に相談したところでは、今行っている農業振興地域の見直しにおいて農用地から外す予定の場所であることの確認は取れております。

議 長 その他ございませんか。
 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので、非農地証明願については承認し、非農地証明願事務処理の規定に従って非農地証明を交付することに決してご異議ございませんか。
 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。日程第2報告事項1を終わります。

議 長 日程第3 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
 [事務局長朗読説明]

事務局 長 なお、今回の申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われまます。
 農地区分は議案書のとおり、判断基準等、詳細については別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 質問はありませんか。
 [なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第3第1号議案は、原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 次の日程第4 第2号議案は、議事参与の制限がございます。8番武田明夫委員の退席を求めます。
 [8番武田明夫委員 退室]

議 長 日程第4 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
 [事務局長朗読説明]

事務局 長 (説明後に) なお、今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。
 詳細につきましては、別紙調査書のとおりです。

議 長 説明が終わりましたので質問を許します。

議 長 ございませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がございませんので採決いたします。日程第4第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。
8番、武田明夫委員の入場を許可します。
[8番武田明夫委員 入場]

議 長 日程第5 第3号議案 非農地証明願についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読説明]

議 長 続いて、現地の調査を行う委員の指名を行います。
規定により会長が指名をいたします。7番佐藤ゆり委員、8番武田明夫委員の2人を指名いたします。

議 長 説明と指名が終わりましたので、質問を許します。

議 長 ありませんか。
[なしの声あり]

議 長 質問がありませんので採決いたします。日程第5第3号議案は、只今指名した2人の現況調査委員により現地調査を行うことにご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。現況調査委員は、現地調査を実施し、来月の総会で結果を報告をお願いします。

議 長 ここで10分間休憩とします。 (午前10時45分)
[暫時休憩]

議 長 再開します。 (午前10時55分)

議 長 日程第6 第4号議案 農地買受適格証明願についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
[事務局長朗読説明]

事 務 局 長 なお、今回の買受適格証明願は、耕作目的であるため、農地法第3条の規定による許可申請の審査と同様の審査をすることになります。
今回の買受適格証明願の農地利用計画は農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われます。
申請の詳細は、別紙調査書のとおりです。
また、周辺農地への影響の有無については、4名の委員により現地調査

議 長 濟みです。

議 長 では、周辺農地への影響の有無について、現地調査した委員は、結果を報告してください。

議 長 [5番委員朗読により報告]

3番委員 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

3番委員 競売の情報をいただいておりますが、勤務する酪農センターとしても取得したいとなったわけではありますが、法律上、財団法人が農業者として認められていないということで、農地の取得ができない訳です。なら職員の農業者にと考えたわけですが、本日お見えになった方々のように農業委員会を通して買受適格者の認定が必要になる。時期も遅く、競売に参加できないということでございます。

非常に残念な事でございます。所有者も地元でよく知っている方であります。それなのに機会を逃したということは私としても反省しなければならない。農業委員会としても当該農地の調査、所有者の意向調査なども事前にやっていたらとも思うわけでございます。

この場合、私どももでございますが、地元の優良農地が競売にかけられる。地元農家としても知っていれば欲しかった。後でネット検索すると情報があるわけなんですね。これを知らせることを農業委員会がやるというのはおかしい事かもしれませんが、競売情報を知るのが遅ければこういう事態になるのかなと反省しております。

議 長 他にありませんか。

樋口推進委員 価格ほどのくらいなの。

事務局 買受可能価格として326万5千6百円、売却基準価格が408万2千円と公告されております。

6番委員 審査にあたっては、書類上整っていれば買受適格者として認めざるを得ないということですが、それでは農業委員会としての審査する意味が無い。これでは判断できないので、もう1回、詳細な営農計画を提出して下さいと求められないのか。まあ、この申請人は入札できずに競売は延期になるかも知れないが、それはできないのか。

事務局 農業委員会の審査の上でそれが必要だということであれば止むを得ないのかなと思います。

事務局 長 ただ、審査決定が1ヶ月遅れることによって入札の機会を失うわけですから、そこまで必要な書類や説明だったのか、不利益処分ということですから、それなりの訴えや申し出に対応する覚悟は必要でしょうね。

議 長 書類の不備ということでも問題になるのか。

事務局 長 一般的に提出を求める書類は提出した。こうしてここに来て説明してま

でも入札参加したい。そのための手続を無駄にするのですから、申請人としたら納得できる理由が必要ですよ。

議長 普通は不足の書類は事務局で補正させている。でないと議案として不備であることになる。

事務局 局長 例えば、添付書類として法人の登記簿を提出した。しかし、法人の事業内容として農業に関する記載がない。その登記を今からしますということで、今回の総会には間に合わない。

そういう場合なら適格者と認められる添付書類を総会まで提出できないわけですから否決するなり、提出できるまで保留するなりということは正当かと思われませんが、提出した営農計画書が満足できるものではない、もっと詳しいものを出しなさい。で入札の機会が奪われるのはいかなものかと思えます。

5番委員 法人の場合、過半は農業者であるかと思いますが、提出された資料にある社員の農業経験年数、これを信用して認めざるを得ないのか。

8番委員 農業経験年数といったものを証明するものはないのか。

事務局 現在の経営については、申請法人所在地の耕作証明が添付されております。社員の農業経験年数や年間の農業従事日数などはあくまで申請書に申請されたものです。

5番委員 耕作証明は代表者の分だけか。

事務局 個人のものではなく申請法人の耕作証明です。

5番委員 法人の場合、色々と要件がありますよね。

事務局 まず、法人としての議決権の過半数が農業関係者であります。これは提出書類で確認しております。また役員の農業への従事状況についても問題ありません。

5番委員 これからの農業収支の見込みはあるが、今まで所得申告した書類なんかもありますか。

事務局 本来は、過去3ヵ年の法人の主たる売り上げが農業収入である必要があるわけなんです。この法人は昨年設立でその確認ができない。そこで県や農業会議に確認したところ、今後の見込みで判断して行くしかないということでした。過去の収支データがないからといってはねつけられるものではないようです。

5番委員 では、大丈夫だろうという判断は誰がしたの、県や農業会議？。

事務局 県や農業会議ではそういった個別案件の判断はしておりません。あくまで考え方、事務処理について照会しただけです。

5番委員 じゃ、町の事務局で判断したわけ？。

事務局 決定はされておられません。この総会が審議の場でありますので。

我妻推進委員 関連で、設立から1年くらいで決算期を迎えているかと思いますが。決算期はいつですか。

事務局 決算期は3月末です。

8番委員 決算書とか必要なのではないか。

事務局 提出書類はある程度決まっております。審議に必要だと判断されれば追加で求めるのはやぶさかではありませんが、受け付ける申請ごとに比較的軽い審査だったり、妙に慎重な審査だったりとなれば公平性という観点で問題があると言わざるを得ません。その辺はご一考願いたい。

議長 決算期が3月末ということで間違いはないですね。それと、申請法人の地元農業委員会に事務局で何か照会をしていませんか。

事務局 はい、まず耕作証明の内容についてと、法人や法人代表者が地元でちゃんと営農しているのかを確認して問題ないということでした。

議長 あと、法人設立後の収支として、1年目は0ということでした。今後の見込みとしては説明があったとおります。

議長 所得が0ですか。売り上げとして0なのか、それでも地元農業委員会としては問題なく営農しているということですね。しかし、会社として活動していればマイナスでも何でも0ではないのでないか。

事務局 はい、会社設立が29年6月で、その後、農地の確保など会社経営としての売り上げがないのかなと思われま。

議長 ほかに質問はございませんか。

5番委員 会社として1年経って0というのはおかしいように思う。

実は私も農業委員会から電話があつて、農業公社で競売になる農地があつて、地元の認定農業者か農家を買ってもらうのが一番いいという県の指導があるという事で、町の農業委員会を通じて話があつた。一応、検討したんですが知っている方の土地だったので断ったんです。

その後1年ぐらいいも値下げするから買わないかという話だった。そのように県でも農業委員会としても地元の農地は地元の人を守るべきだという考えなんですね。

それができなければ投機資本に買い取られちゃう。そういうのから守るのも農業委員の仕事ですから、情報が入り次第、地元の農業者に声をかけるなりすべき。

今回のように誰も知らずに売りに出されて、ネットなどで情報を見れば分かるんでしょうが、農繁期などはそうもいかない訳で、申請の書類を出されれば反対する理由が無い。反対するなら裁判する覚悟でと言われれば腰が引けて何も言えなくなってしまう。そういうことでなく、わかった時点で早め早めに手を打ってあげれば、これからもこういった事が起こり

うるわけなので、私も今回は反対なんです、裁判覚悟かと言われれば何とも言えない。

議長 今の点、事務局長から。

事務局長 ある委員さんからも農業委員会で競売情報を把握して町内の物件があれば委員や推進委員にお知らせできないかとありました。

裁判所は競売事件における資産を換価する目的で競売にかけます。これは世間一般に広く知らされるので、物件に関心があれば入札に参加すればいい。ただ、行政委員会である農業委員会が委員や推進委員と組織だって町内の競売物件を斡旋するという活動については、問題の有無を精査すべきだと考える。

委員、推進委員が個々に情報を調べて農家に斡旋することは問題ないと思われるが、農業委員会組織としてということには即答できない。

議長 8年ぐらい前にもこのような競売があつて、5、6人の競争になつて、落札できない人は面白くない訳です。で、そこで、農業委員会の情報の出し方に問題があつたんでないかと騒ぐ方も出る。問題がなくとも疑われるということもあるわけです。その辺は慎重に対応しなければならない。

今、委員から発言もありましたが、確かに地元の農地は地元の農業者とが守るという考えは正しい。もう少し、債権者の方もすぐに競売、公売でなく、買い手を捜す工夫と言うものがあつていい。

2番委員 まあ、農業委員会という買受適格証明の事務がありますので、農業委員会ということだけでなく、例えば農協さんなり、農林観光課なり職員は1人1人パソコンが与えられているわけですので、定期的に競売等の情報を確認しながら教えてくれるといいような気がします。

議長 その他、質問はございませんか。

8番委員 今回、申請があつて初めてどういう会社で、どういうメンバーでと伺つたわけですが、みなさんこの会社がやってくれるのだろうかかと心配していた。設立1年目で販売実績もなし。今回は止むを得ないとしても、今後、どのように判断すべきか、経験も実績もある会社ならこんな心配はないのかもしれませんが、こういった会社が農地は買えても営農継続が可能なのか。そういう申請者を買受適格者と認めなければならないのか。

確かにさっき事務局長が言ったように、特定の申請者だけ詳細な書類を出させるというのは不公平かもしれません。であるなら、今後は売上実績とか法人経営に関する資料を提出してもらうようにすべきでないのか。

3番委員 例えば、ここで採決して、買受適格証明を交付すべきでないとなつた場合にはどうなるのか。

事務局長 当然、買受適格証明は交付されない。入札にも参加できない。となれば、

申請者が何故ですかとなると思われます。どういう理由で適格者と見なされなかったか、その説明責任は我々にあるものと思われます。

5 番 委 員 売 上 げ 実 績 の な い 会 社 だ か ら、 そ う い う 体 制 を 整 え て か ら こ う い っ た 申 請 を し て く だ さ い と 答 え れ ば ど う か。 私 個 人 の 考 え で す か。

事 務 局 長 そ れ は 判 断 基 準 の 範 疇 で す か と 聞 か れ る か も し れ ま せ ン。 例 え ば、 農 業 大 学 校 を 出 た ば か り の 方 で、 新 た に 農 業 を 取 組 む。 経 験 も 売 上 げ も 無 い か ら ダ メ で す よ と 言 え ば、 農 業 委 員 会 は 新 規 就 農 を 後 押 し し て い る の で は な い の で す か と な る で し ょ う。

3 番 委 員 大 勢 の 委 員 の 中 で 証 明 の 交 付 に 反 対 の 者 が 多 か っ た と い う こ と で は。

事 務 局 長 し か し、 議 事 録 と し て は 残 り ま す よ。

5 番 委 員 結 局、 多 数 決 で す か ら 個 々 の 意 見 は あ っ て も 総 意 と し て 反 対 が 多 い 場 合 も あ る。 議 事 録 が 残 る と し て も。

議 長 書 類 も 整 っ て い る、 審 査 基 準 も ク リ ア し て い る。 し か し、 も し 営 農 を 継 続 で き な っ た ら と い う 不 安 も あ る。 し か し、 こ の 『 も し 』 と い う の は 憶 測 で あ っ て、 可 否 の 判 断 に は 持 ち 込 め ない。

今 回 も 会 社 法 人 で あ っ て、 売 上 げ 0 な ん て あ り 得 ない と 思 っ て も、 そ こ は 可 否 の 判 断 の 要 件 で は あ り ま せ ン よ。 書 類 提 出 の 必 要 あ り ま せ ン よ と い う 県 な ど の 判 断 で あ れ ば

6 番 委 員 そ こ が お か し い と 思 う ン だ が。

議 長 で す か ら そ う い っ た 書 類 を、 今 後、 蔵 王 町 で は、 こ れ は 法 律 と か で 決 ま っ て い る の。

事 務 局 長 審 議 に 必 要 と 思 わ れ る 書 類 を 求 め る の は か ま い ま せ ン が、 そ の 書 類 を も っ て 何 を 審 査 す る の と い う こ と で す。 可 否 の 判 断 基 準 か ら 外 れ る 書 類 を い くら 徴 し て ム ダ で す し、 そ れ を も っ て 否 決 す る の は 問 題 で す。

6 番 委 員 売 上 げ が 0 だ と い う 申 請 者 に 疑 念 を 抱 い た ま ま で、 そ れ で も 適 格 者 と し て 認 め な く て は な ら ない と い う の も ど う か と 思 う が。

仕 方 ない と い え ば 仕 方 ない の か も し れ ない が。

我 妻 推 進 委 員 3 年 で も 5 年 で も 借 地 で 営 農 し て か ら 取 得 で き る の で あ れ ば い い の だ が。

議 長 色 々 と 法 的 な 部 分 が 絡 ん で く る。

8 番 委 員 適 格 か 否 か の 判 断 は こ の 総 会 で 行 う。 そ の た め に は 色 々 と 審 査 す る の に 確 認 し た い 事 項 が あ る。 私 と し て も 売 上 げ 0 の 会 社 を 適 格 だ と 認 め る の で あ れ ば そ の 理 由 が 欲 し い。 そ う い っ た 資 料 を 決 め て 求 め る こ と に 問 題 は な い ン で し ょ う。

事 務 局 長 も ち ろ ん、 審 査 に 必 要 だ と 思 わ れ る の で あ れ ば 可 否 の 判 断 に は 使 え ない 資 料 で あ っ て も、 申 請 者、 あ る い は 申 請 法 人 の 状 況 を 確 認 す る の に は 有 効

- なものです。ただ、それが他市町に比べ著しく申請者に負担になる程度でないよう配慮は必要かと思えます。
- 8 番 委 員 例 えば、どうい う 会 社 で、何 を し て き た の か、そ う い う 事 も 大 事 だ と 思 い ます。今 回 は 止 む を 得 な い と し て、今 後 どう す る か、話 し 合 う 必 要 が あ る と 思 い ます。
- 事 務 局 長 最 低 限 求 め る べ き 資 料 と 言 う の は 決 ま っ て い て 求 め て い る か と 思 わ れ ます が、蔵 王 町 で は こ れ と こ れ を さ ら に 求 め る。追 加 で 資 料 提 出 求 め て は ダ メ と い う こ と で は な い い ん で し ょ。
- 議 長 も ち ろ ん ダ メ と い う こ と は な い。可 否 の 判 断 と は 別 に 申 請 法 人 が ど う い っ た 法 人 な の か、ど う い っ た 経 営 を し て き た の か を 知 り た い と い う こ と で あ れ ば や ぶ さ か で は な い。
- 8 番 委 員 た だ、法 人 収 支 の 過 去 の 資 料 を 求 め る に し て も、販 売 金 額 0 な ら ダ メ、1 0 0 万 円 な ら い い で し ょ う と い っ た 判 断 に は 使 え ませ ん。
- 議 長 そ れ は そ れ で 理 解 し ま し た。た だ、実 績 が あ れ ば 今 ま で 営 農、販 売 し て き た 証 で あ り 安 心 で き ます し、売 上 げ 0 な ら も う 1 度、見 落 と し が な い か 審 査 要 件 を 見 直 し て み よ う と い う こ と の 参 考 に は な る。
- 3 番 委 員 で す か ら、事 務 局 と し て も 申 請 法 人 の 地 元 農 業 委 員 会 に 申 請 法 人 や 社 員 の 農 業 経 営 の 実 態 に つ い て 照 会 も か け て き て い る。
- 5 番 委 員 で す か ら 法 人 の 場 合 で も、過 去 3 年 の 収 支 か ら 経 営 の 状 況 を 見 る。売 上 げ の 農 業 に 占 め る 割 合 を 見 る。そ こ か ら 今 後、取 得 し た 農 地 で 営 農 し て い け る の か を 判 断 す る の に 決 算 書 の 提 出 を 求 め る の は い い の で な い か。
- 6 番 委 員 事 務 局 で 書 類 審 査 を し て、総 会 審 議 で 可 と す る し か な い。否 決 で き な い の な ら 総 会 審 議 を す る 意 味 が な い の で は な い か。
- 4 番 委 員 こ の 総 会 資 料 で は 申 請 法 人 の 売 上 げ が な い と い う こ と が 読 み 取 れ な い し、そ れ が 分 か っ て い れ ば 申 請 人 が い る い う ち に 質 疑 で き た の だ が、帰 っ て し ま っ た 後 で は ど う し よ う も な い。
- 事 務 局 今 回 は、こ の 法 人 の み の 入 札 参 加 の よ う で、本 当 は も っ と 広 く 入 札 情 報 が 伝 わ っ て い れ ば、地 元 で 入 札 参 加 し た い と い う 方 も い た の で は な い か と 思 う。
- 佐 藤 推 進 委 員 別 に こ の 法 人 が 入 札 公 告 を 知 っ て 法 人 を 立 ち 上 げ た わ け で は あ り ませ ん し、法 人 経 営 の 中 で 入 札 を 知 り 取 得 を 試 み る も の と 思 い ます。し か し、で き れ ば 地 元 の 農 地 は 地 元 の 農 業 者 の 手 で と 言 う 考 え も 同 意 で き ます の で、地 元 で 情 報 を 知 り 得 な かつ た と い う こ と が 残 念 で あ る。
- 事 務 局 申 請 法 人 の 資 料 に あ る 社 員 の 方 々 は 岩 手 の 方 か、農 地 取 得 し た 後 の 営 農 は ど う す る の か。
- 事 務 局 申 請 法 人 へ の 直 質 疑 で も 説 明 が あ り ま し た が、最 低 1 名 は こ ち ら に 住 み

こんで農業を行うということです。

3 番 委 員 可決にするにしても、否決にするにしても、もう少し県や農業会議の意見を聞いてはどうか。

5 番 委 員 決算の資料やもう少し詳しい経営計画を聞いた上で、来月の総会で決定するのはどうか。

議 長 それは無理でしょう。そうすれば入札の機会を失い、申請した意味がなくなります。

5 番 委 員 でも、入札が不調に終われば期日を延ばして再入札となるのではないか。

事 務 局 長 だが、その決算書がないことをもって適格と認められないという理由になり得ない。そうですね。

事 務 局 そのとおりです。

議 長 それは県や農業会議にも確認を取っている事項ですね。

事 務 局 そのとおりです。決算書の提出有無ではなく、一応基準として過去3カ年の経営状況を確認ということがある。しかし、その基準を満たさない、確認できないケースですので県に確認したところ、ダメという事でなく総合的に判断してください。ということです。

5 番 委 員 でも、その3年なりの資料等がないところで判断できない。それで反対と言うわけです。過去1年のものもないし、2年も3年も推定できない。それでは委員はいらない。事務局だけで間に合う。

議 長 適格証明も3条申請もそうですが、憶測や疑いをもって採決する事はできない。規定された事項の範囲を逸脱しているのなら明確に否決できますが。

5 番 委 員 貸借対照表がないとどういう会社経営をしているかがわからない。

議 長 ですから、そういった部分を申請人本人に質疑できる時に確認して欲しいわけです。

6 番 委 員 質問しようにも詳細な資料がないわけですから、質問としても出てこないわけです。

事 務 局 長 ただ、否決するということは、適格者じゃないという判断をしたわけですから、どこが適格と見なされなかったのかは明確にさせていただかなければならない。

山家(文)推進委員 私としては、書面上でも資格要件を満たしているのなら、農業委員会として適格者と認めざるを得ないのではないかと思う。

皆さんが心配することは、許可に際して付帯条件としてつけられないのか。

事 務 局 長 3条許可交付に際しては可能である。

3 番 委 員 許可前にこの条件をクリアできますかという確認はとれないか。

5 番 委 員 1 回、保留のまま審議を閉じて、2、3日後にあらためて再審議できないか。

議 長 県に問い合わせても、さっきの決算の問題はしょうがない。昨年立ち上げた会社であれば3ヵ年の決算は出せないのは止むを得ない。そういう回答を得ているわけですよ。

事 務 局 はい。その3ヵ年の決算につきましても、主たる事業が農業であるという確認の意味です。売上げの過半が農業であるか否かを確認する意味合いしかありません。法人としての経営の良し悪しや今後の展望を確認するものではありません。

3 番 委 員 農業会議の指導があったかと思うが、今、我々委員が心配しているこういった事情を農業会議は知らないわけで、1回、農業会議に照会をかけてもいいのでないか。

議 長 それなら、今、こういう問題があつてと農業会議や県に話してみてもどうか、後日再審議なんて出来ないのを待ってますから。

事 務 局 そこを確認したところで帰ってくる答えが予想できるのですか、それは蔵王町農業委員会として決定すべきことです。と言われるものと思われま

議 長 もっともだが、どうすればいいですかでなく、こういったケースはどう考えますかとか、聞きようで答えを引き出せないか。

事 務 局 長 それを聞く為にも我々が問題点としている点を突き詰めないと、法人が設立直後だからなのか、まだ売上げが0というのが問題なのか、決算書の提出がないことなのか。そこをハッキリしないと聞きようもない。

我妻推進委員 今思ったんですが、法人の資料に有機JAS認証事業者とある。この認証は作業日報等の農作業の工程や人員体制そういった資料がキッチリしていないと取れないものである。それを出してもらえばちゃんと営農できているどうかの判断になるのでないか。

議 長 賛成できない委員の意見としては、経営状態が透明でないからということですか。

6 番 委 員 判断する側として判断材料がなさ過ぎて適格とっていいかどうか困っている。決して適格でないと判じているわけではない。追加資料の提出を求めて判断したいということが無理なのか。

事 務 局 長 追加資料の提出を求めて判断したいというのはおかしい事ではありません。ただ、その追加資料が適格の判断、可否に関わるものなのかどうかです。

例えば、経営状況の資料をもらった。経営が良くはないね、では否決。そういう判断の理由になりえるのか。ということです。

添付資料としては冒頭に言いましたとおり農地法第3条の許可基準での判断となります。その基本的な添付資料は一通りあります。

追加資料を求めるのもいいが、今までの申請者、申請法人は基本的な添付資料で済み、今回の申請法人に限ってあれもこれも出してくださいとなると、公平性はどうなっているのと言われる危惧を感じます。

議長 否決の方も多いようですが、いいの、否決で。

6番委員 すいません。別に用事がありまして、ここで退席させてください。

議長 6番山家委員の退席を認めます。

[12:14 6番委員退席]

事務局長 農業委員会としての採決ですので、事務局としてはいい悪いはありません。

議長 では、委員会として申請人を農地買受適格者として認めないということでもいいですか。

8番委員 否決の側としての意見ですが、もう少し法人の経営が分かる資料が見たいということですね。

議長 これは採決期日を延ばせるの。

事務局長 採決の判断に必要な資料が欲しいということであれば止むを得ないが、延ばすのであれば申請人の目的である入札の期日に間に合うような配慮を農業委員会としてすべきでしょうね。臨時総会を開催するとかしてでも。

議長 でもこれ、申請人本人にまで出席いただいて、色々質問する中で答えてもらい、質疑が尽きて申請人には退席いただいた。そこで否決となった場合、何であの時にそういう質問がなかったのといわれませんか。

3番委員 それは申請人への質疑後に出てきたことなので。

議長 確かに本当に大丈夫なのかという疑念はあるでしょう。しかし、疑わしきは罰せずではありませんが、今後に期待して受け入れ、支援するといったことも大切なことです。

事務局の言うとおりに申請内容を見る限り否決すべきとするものがない。申請人も農地の取得を目指して色々準備をしながら申請したわけですので、たとえそれで我々が心配したとおりになったとしても、それは結果論である。否決する明確な理由がないのであればそれは承認すべきでないか。

許可に際し付帯条件が必要であればそれを付けて、また、今日、色々協議された内容を今後の審査に活かしていくということはいかがでしょう。

8番委員 まあ、設立したばかりで収入が0でも否決要件にあたらないのは分かり

ました。ただ、どういった経営をしてきた法人なのかといった観点から収支の分かる資料を求めるのはいいのではないかと思います。

議 長 その他、ご質問がありませんか。
[なしの声あり]

議 長 それでは採決いたします。日程第6第4号議案は、申請人を適格者として承認し、また、落札人となった場合には条件を付して許可をする事に決しご異議ございませんか。
[異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認されました。

議 長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議に感謝申し上げます。
(午前12時32分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成30年10月25日

議 長

3 番

4 番
